

Ex 3443

極秘

Doc 3127 (3)-4 - Attached

No. 1

六月二日發電

軍務局長ヨリ岩畔大佐へ

一、爐邊閑談ニ関連セルカウエルト大統領、議會代表者ニ傳
 (タリト稱スル情報ニヨレハ大統領、対日新宥和政策ノ目的ハ太平
 洋艦隊ノ大部分ヲ大西洋ニ回航使用スルニ在リトノ事ヲ尚其說
 明ニヨレハ日本ハ米國參戰ノ場合ト雖モ米國ヲ攻撃スル三國
 同盟ノ義務ヲ拒否スルナラントノ殊更自己ニ有利ナル判斷
 強キカ如シ

二、爐邊閑談申歐洲戦争カ世界戦争ニ擴大セリト断定シ米
 國ノ警戒カ著シク強化シ居ルコトヲ公言シ且英國必要物資
 カ英國ニ屈クタメ必要ナルアラユル手段ヲ執ルヘキト及蔣介
 石ノ抗戰ヲ賞讃シ且其抗戰力カ更ニ増大スルコトヲ確信
 スヘキトヲ述ヘタル矣ハ當方ノ希望ト相反スル矣ニシテ我ノ重
 視スル所ナリ

三、尚情報ニヨレハ「ハリワクス」ヨリ「イテン」外相ニ対スル報
 告中本交渉ニ関シ「ルヘルト」カ日本政府内ニ意見対立シ
 居ルカ如キヲ示唆シ(事實ト全ク相反ス)松岡外相ヨリ野
 村大使宛問合セシ件ハ既ニ御承知ナラント存ス

四、以上ノ件及其後交渉進捗上、空氣ニ鑑ミ本交渉
 ニ対スル貴官個人ノ已心博ナキ意見ト將來ニ対スル見
 透シトナ官限リノ含ミ迄ニ至急承知致度

Doc, 3127 (3)-4 art

No. 2

證明書
フジントン文書局 第
國際檢察部 第三三三(四)四號

與據及公正ニ関スル證明

余 梅沢治雄ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ 即チ厚生省第一復員局文書課々員トシテ、日本政府ト公的関係在ルモノナルコト、並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添付セラレタル四頁ヨリ成ル、千九百 年/昭和 年/六月廿附、

下記題名 即チ 軍務局長ヨリ岩畔大佐へノ文書ノ保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添付ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴、一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラハ綴番號又ハ引用其他公式書類又ハ綴ニ於タル該文書ノ成規所存ノ公式名稱ヲモ特記スベシ)

千九百四十七年/昭和二十年/十月二日

東京ニ於テ署名

梅沢治雄 (梅沢)

當該官吏署名欄

厚生省第一復員局文書課職員

中村寅吉 (中村)

公式入手ニ関スル證明

余 Henry Shingima ハ余ガ聯合國最高指揮官司令部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。
千九百四十七年/昭和二十年/十月二日
東京ニ於テ署名

Henry Shingima

Investigator, I.P.S

Henry A. Kalam

右者公的資格
證人